

13 師範学校・中学校・高等女学校教員無試験検定許可規程

並びに明治三十二年文部省令第二十五号公立学校・外国大学卒業生の教員免許に関する規定廃止

〔昭和二年一月〕

大正十五年三月二十五日

学務課長

(薄池)

普通学務局長

(岡屋)

大臣

(前田)

(花押)

(佐々木)

(吉田)

(赤羽)

(清水)

(森場)

(河原)

(松山)

(豊)

(注記 1)

次官

(松浦)

(注記 3)

(伊東)

教員検定委員長

(松浦)

教員検定常務委員

(服部)

(松原)

(茨木)

(口)

(口)

幹事

(伊藤)

(天道)

政務次官

参与官

審査委員

(木村)

(赤間)

(河原)

伺

教員無試験検定許可ニ関スル規則改正ニ関スル件

公立私立学校卒業生ノ師範学校中学校高等学校女学校教員無試験検

定〔規〕<sup>(抹消)</sup>許可ニ関スル規則ヲ左案之通り定メラレ明治三十二

年省令第二十五号公立私立学校外国大学卒業生ノ教員免許ニ

関スル規定ヲ廃止相成可然哉仰高裁

理由

一、省令第二十五号ハ明治三十二年ノ公布ニシテ其ノ後關係法

(注記 5) (注記 4)

(下 札 1)

規ノ改廢ニ伴ヒ其ノ眼目トモ云フヘキ第一条ノ如キハ教員  
檢定ニ関スル規程第七条第二号ニ依リ殆ト空文トナレリ

- 一、同号第二条第二項第四号ノ規定ハ相当ナル公私立専門学校  
等ノ設置サル、今日ニ於テハ稍ニ時勢ニ伴ハサル感アルヲ  
以テ将来ハ卒業生ヲ二回以上出スノ条件ヲ絶対的ノモノト  
ナサス学校ノ實際ニ照シテ許可スル方針ニ改メ且ツ許可ヲ  
受ケントスル学校ニ於テハ必ス教員養成上〔抹消〕〔加筆・朱書〕〔必要ナ  
ル〕ノ施設ヲ要スルコト、セントスルニアリ

- 一、許可ヲ与ヘタル学校ニ対シテハ同号第四条ノ規定ニ依リ卒  
業試験ニ立会シテ試験状況諸表簿等ヲ檢閲サル、モ平素ノ  
監督ニ至リテハ稍ニ周到ヲ欠キシヲ以テ此ノ種ノ規定ヲ設  
ケントスルニアリ

- 一、同号第九条ノ規定ハ入学者ノ提出スヘキ書類ヲ指定シタル  
モノナルカ入学資格拡張ノ今日ニ於テハ實際ト一致セサル  
点アルヲ以テ之ヲ改メントスルニアリ
- 一、全般ニ互リテ今日ヨリ監督ヲ嚴密ニセントスルニアリ

案

文部省令第一号

師範学校、中学校、高等女学校教員無試験檢定許可規程左ノ通  
定ム

年月日

文部大臣

師範学校、中学校、高等女学校教員無試験

檢定許可規程

第一条 教員檢定ニ関スル規程第七条第二号ニ依ル許可ヲ受ケ

(注記6)

ムトスルトキハ公立学校ニ在リテハ管理者ニ於テ、私立学校  
ニ在リテハ設立者ニ於テ左ノ事項ヲ具シ文部大臣ニ申請スヘ  
シ

- 一 名称
- 二 位置
- 三 学則
- 四 無試験檢定ノ〔抹消伊東〕〔加筆〕〔許可〕〔取扱〕ヲ受ケムトスル学科及教員  
免許状ヲ受クヘキ見込ノ学科目
- 五 生徒定員及現在生徒数(学科別、学年別及学級別)
- 六 当該学科ノ卒業者数(年度別)及卒業後ノ情况
- 七 学校長及当該学科担任教員ノ履歷書、担任学科目、担任  
時数及専任兼任ノ區別ヲ記シタル調〔抹消〕〔加筆〕〔書〕
- 八 校地、校舍及寄宿舎ノ図面
- 九 教科書及参考書ノ目錄
- 十 教授用器具、機械及標本ノ目錄
- 十一 経費及維持ノ方法
- 十二 学校財産ノ総額

第二条 許可ヲ受クヘキ学校ハ其ノ管理及維持ノ方法確實ニシ

テ相当ノ教員及設備ヲ具ヘ更ニ左ノ各号ニ該当〔抹消〕  
ルヘシ〔加筆〕〔シ其ノ成績優良ナルモノタルヘシ〕

〔抹消〕〔加筆〕前条第四号ノ学科目ノ課程ハ高等師範学校又ハ女子  
高等師範学校ノ当該学科目ノ課程ト同等以上ニシテ別ニ  
相当補助学科目ヲ具フルコト

〔抹消〕〔加筆〕教員養成上必要ナル〔抹消〕〔特殊ノ〕施設ヲ有〔抹消〕且教授訓

練適當ナルコト(加筆)「スルコト」

三 当該学科ノ授業開始後相当ノ期間ヲ経過シ(抹消)其ノ成績佳良(伊東)ナタルコト

第三条 許可ヲ受ケタル学校ニ於テ卒業試験ヲ施行セムトスル

トキハ公立学校ニ在リテハ管理者ニ於テ、私立学校ニ在リテ

ハ設立者ニ於テ試験ノ日時及試験ノ方法ヲ具シ三十日前ニ文

部大臣ニ開申スヘシ

第四条 文部大臣ハ教員検定委員又ハ其ノ他ノ吏員ヲシテ卒業

試験ニ立会ハシムルコトアルヘシ

前項ノ委員又ハ其ノ他ノ吏員ハ卒業試験問題及答案ヲ査閲ス

但シ委員又ハ吏員ニ於テ試験問題、試験ノ方法不適當ト認め

ルトキハ之ヲ變更シ又ハ變更セシムルコトヲ得

第五条 文部大臣ハ必要ニ応シ教員検定委員又ハ其ノ他ノ吏員

ヲ派遣シテ生徒ノ学力、教授訓練ノ情况等ヲ検閲セシムルコ

トアルヘシ

第六条 学校長ハ卒業試験合格者ノ本籍、氏名、生年月日、各

学年各学科目ノ点数席次、各学年ノ授業総時数、出席時数及

欠席時数ヲ具シ試験終了後遅滞ナク文部大臣ニ開申スヘシ(マ)

第七条 卒業試験合格者中授業総時数ノ四分ノ一以上授業ヲ受

ケサル者ハ教員検定ニ関スル規程第七条ノ取扱ヲ為スノ限ニ

アラス

第八条 許可ヲ受ケタル学校ニ於テ第一条第一号乃至第三号、

第五号中生徒定員及第八号ノ事項ヲ変更セムトスルトキハ文

部大臣ノ認可ヲ受ケ第七号、第九号中教科書及第十一号ノ事

(下 札 2)

項ヲ變更シタルトキハ遅滞ナク文部大臣ニ開申スヘシ但シ他ノ規定ニ依リ文部大臣ニ開申シ若ハ其ノ認可ヲ受ケタル事項ハ此ノ限ニアラス

第九条 許可ヲ受ケタル学校ニ於テ教員検定ニ関スル規程第五

条第一号乃至第八号ニ該当スル者ノ入学ヲ許可シタルトキハ

入学ノ際左ノ書類ヲ提出セシムルコトヲ要ス

一 履歴書

二 戸籍抄本

三 教員検定ニ関スル規程第五条第一号、第二号、第四号、

第五号及第八号該当者ニ在リテハ卒業ニ関スル当該学校

長ノ証明書

四 教員検定ニ関スル規程第五条第三号該当者ニ在リテハ合

格証明書

五 教員検定ニ関スル規程第五条第六号該当者ニ在リテハ免

許状授与ニ関スル当該地方長官ノ(抹消)証明書(加筆)

六 教員検定ニ関スル規程第五条第七号該当者ニ在リテハ免

許状授与ニ関スル証明書

師範学校卒業者ニ在リテハ前項ノ外地方長官ノ入学承認書又

ハ服務義務終了(加筆)証明書(抹消)添付セシムルコトヲ要ス

第十条 許可ヲ受ケタル学校ニ於テハ左ノ書類ヲ具ヘ(抹消)永久ニ

(伊東)「之ヲ」保存スヘシ(加筆)

一 其ノ学校ニ関係アル官庁ノ令達及往復書類

二 学則

三 日課表、各教員担任学科目及時間表、教科書配当表

(注記8)



(注記10)

許可ヲ〔為ス〕〔受ク〕ヘキ学校ハ其ノ管理〔及〕維持ノ方法確實

ニシテ相当ノ教員及設備ヲ具ヘ更ニ左ノ各号ニ該当スルモノ

一 〔二〕限ル〔タルヘシ〕

二 〔一〕前条第一号ノ学科目〔ノ課程〕ハ高等師範学校〔又ハ〕

女子高等師範学校ノ当該学科目〔ノ課程〕ト同等以上〔ノ程度〕ニシテ別ニ相当ノ補助学科目ヲ具フルコト

(注記11)

三 〔一〕免許ヲ受ケムトスル学科〔ニ於テ〕〔目〕ニ付〔授業開始後〕〔少クモ〕二〔箇〕年以上ヲ経過シ其ノ成績佳良ナルコト

第三条

第一条ノ規定ニ依リ〔教員無試験検定取扱ノ〕許可

〔セラレ〕〔ヲ受ケ〕タル学校ニ於テ卒業試験ヲ施行〔セムト〕

(注記12)

スルトキハ公立学校ニ在リテハ〔其ノ〕管理者〔ニ於テ〕私立学

校ニ在リテハ〔其ノ〕設立者ニ於テ試験ノ〔日時割ヲ定メ〕

(注記13)

〔時〕日及〔卒業〕〔試験〕ヲ受クヘキ者ノ族〔稱〕〔籍〕〔氏名〕

生年月日〔及〕〔一〕入学前ノ学歴〔及〕〔並〕試験〔ノ〕方法ヲ具シ

第三十日前提大臣ニ開申スヘシ

(下 札 3)

(注記14)

〔加筆・朱書〕 〔情況〕、経費及維持ノ現況等ヲ検閲セシム

第六条 学校長ハ卒業試験合格者ノ族〔稱〕〔籍〕〔氏名〕〔一〕生

年月日、各学年各学科目ノ点数〔一〕席次、各学年ノ授業総時

数、出席時数及欠席時数ヲ具シ試験〔終了〕後遅滞ナク文部大

臣ニ開申スヘシ

第七条 卒業試験合格者中〔各学年ヲ通シ〕授業〔総〕時数ノ八

分ノ一以上授業ヲ受ケサル者ハ〔者〕ニ対シ無試験検定ノ取扱

ヲ〔為ス〕限ニアラス〔為サス〕〔受クルコトヲ得ス〕

第八条 〔第一〕条ノ規定ニ依リ〔教員無試験検定取扱ノ〕許可

ヲ受ケタル学校ニ於テ第一号第二号乃至第四号、第五号前段

及第八号ノ〔事項〕ヲ〔事項〕変更〔セムトスルトキ〕〔セムト

スルトキ〕ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ第七号、第九号前段及第

十一号〔ノ〕事項ニ異動ヲ生シタルトキハ〔ノ〕事項ヲ変更シタ

ルトキハ遅滞ナク文部大臣ニ開申スヘシ但シ他ノ規定ニ依

リ文部大臣ニ開申シ若ハ其ノ認可ヲ受ケタル事項ハ此ノ限ニ

アラス

第九条 〔第一〕条ノ規定ニ依リ〔教員無試験検定取扱ノ〕許可ヲ

受ケタル学校ニ於テ教員検定ニ関スル規程第五号第一号乃至

第八号ニ該当スル者ノ入学ヲ許可セムトスルトキハ〔入学〕願

書ニ左ノ書類ヲ添付セシムルコトヲ要ス

一 〔一〕履歴書

二 〔一〕戸籍抄本

三 〔一〕教員検定ニ関スル規程第五号第一号〔一〕第二号〔一〕第

四号及第五号該当事ニ在リテハ在学中ノ成績〔並〕

〔加筆・抹消〕〔及〕卒業〔及〕〔並〕〔及〕性行ニ関スル当該学校長ノ

証明書

〔加筆〕四〔抹消〕教員検定ニ関スル規程第五条第三号該当者ニ在リ

テハ合格証明書及本籍地市町村長ノ身分証明書

〔加筆〕五〔抹消〕教員検定ニ関スル規程第五条第六号該当者ニ在リ

テハ免許状授与ニ関スル地方長官ノ証明書及本籍地市町

村長ノ身分証明書

六〔抹消〕教員検定ニ関スル規程第五条第七号該当者ニ在リテ

ハ本籍地市町村長ノ身分証明書

七〔抹消〕教員検定ニ関スル規程第五条第八号該当者ニ在リテ

ハ当該学校長ノ卒業証明書及本籍地市町村長ノ身分証明

書

〔師範学校卒業者ニ在リテハ〕〔加筆・抹消〕服務義務終了若ハ入

学承認ニ関スル地方長官ノ証明書ヲ添付セシムルコトヲ

要ス

〔加筆〕入学志願者ニシテ就職出ノ者ニ在リテハ前項ノ外所

属長官ノ入学承認書ヲ添付セシムルコトヲ要ス

第十條〔加筆・抹消〕第一条ノ規定ニ依リ〔加筆〕教員無試験検定取扱ノ許可ヲ

受ケタル学校ニ於テハ左ノ書類ヲ具フヘシ但シ第一号乃至第

六号及第八号ノ書類ハ之ヲ永久ニ保存スヘシ

一〔抹消〕其ノ学校ニ関係アル官庁ノ令達及往復書類

二〔抹消〕学則

三〔抹消〕日課表、各教員〔受持〕〔担任〕学科〔目〕及時間表、教

科書配当表

四〔抹消〕職員名簿及履歴書

五〔抹消〕生徒学籍簿

六〔抹消〕学年試験問題及成績表

七〔抹消〕学年試験答案

八〔抹消〕職員出勤簿、生徒毎時出席簿

九〔抹消〕資産原簿、出納簿及経費ノ予算決算ニ関スル帳簿

十〔抹消〕図書、器具、〔機〕〔器〕械、標本目録

十一〔抹消〕生徒諸願届

〔生徒〕学籍簿ニハ生徒ノ本籍、族〔称〕〔籍〕、住所、氏名、

生年月日、入学及卒業ノ年月日、入学前ノ学歴、父兄ノ氏名

職業、保証人ノ氏名職業等ヲ記載スヘシ

第十一條〔加筆・抹消〕第一条ノ規定ニ依リ〔加筆〕教員無試験検定取扱ノ許可

ヲ受ケタル学校ニシテ左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ文部大

臣ハ〔将来ニ向ヒテ〕其ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ

一〔抹消〕〔此ノ規則〕〔法規命令〕ニ違背シタルトキ

二〔抹消〕教授訓育不適當ナルトキ

三〔抹消〕維持ノ方法不確實ナルトキ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十二年文部省令第二十五号〔公立私立学校外国大学校卒

業生ノ教員免許ニ関スル規定〕ハ之ヲ廃止ス

本令施行前ニ於テ〔教員無試験検定ノ〕許可ヲ受ケタル学校ハ

〔其ノ〕許可ヲ受ケタル時ニ遡リ之ヲ本令ニ依リ許可セラレタル

モノト看做ス〔但シ〕〔本令施行ノ際〕現ニ在学スル生徒ニ〔就イ〕

(注記15)

〔加筆〕  
〔付〕テハ〔其ノ卒業ニ至ル迄〕仍〔抹消〕従前ノ規定〔抹消〕ヲ適用ス  
〔加筆〕  
〔二〕依ルコトヲ得

〔加筆〕  
〔参照〕

公立私立学校外国大学校卒業生ノ教員免許ニ関スル規定

明治三十二年四月五日

文部省令第二十五号

公立私立学校外国大学校卒業生ノ教員免許ニ関シ規定スルコト  
左ノ如シ

(注記16)

第一条 師範学校中学校高等女学校ノ卒業証書ヲ有シ更ニ第二条  
条第一項ノ許可ヲ受ケタル公立私立学校ニ入り三学年以上在  
学シテ卒業シタルモノハ明治二十九年文部省令第十二号師範  
学校中学校高等女学校教員免許規則第十条第一項第一号ニ掲  
クル学校ノ卒業生ト同一ノ取扱ヲナス但修業年限三箇年ノ高  
等女学校ノ卒業証書ヲ有スル者ノ在学スヘキ年数ハ四学年以  
上トシ修業年限五箇年ノ高等女学校ノ卒業証書ヲ有スル者ノ  
在学スベキ年数ハ二学年以上トス

第二条 公立私立学校ニシテ其卒業生ニ関シ第一条ノ取扱ヲ受  
ケントスルモノハ公立学校ニアリテハ其ノ管理者ニ於テ私立  
学校ニアリテハ其ノ設立者ニ於テ左ノ事項ヲ具シ文部大臣ノ  
許可ヲ受クヘシ

一、試験ヲ須ヒスシテ教員免許状ヲ受クヘキ見込ノ学科目

二、学則

三、校地、校舎、寄宿舎図面

四、教科書及参考書目録<sup>〔録〕</sup>  
五、教授器械及標本目録<sup>〔録〕</sup>  
六、教員履歷書、受持学科及専任兼任ノ區別ヲ記シタル調査  
七、一箇年ノ経費収入支出金額及其細目

前項ノ学校ハ左ノ要件ヲ具備スルモノタルヘシ

一、前項第一号ノ学科目ハ高等師範学校女子〔加筆〕師範学校  
ノ当該学科目ト同等以上ノ程度ニシテ別ニ相当ノ補助科  
目ヲ具フルコト

二、学科ヲ教授スルニ足ルヘキ教員其ノ他ノ設備アルコト

三、維持ノ方法確實ナルコト

四、免許ヲ受ケントスル学科ニ於テ卒業生アリタル以後二箇  
年以上ヲ経過シ其ノ成績佳良ナルコト

五、教授管理適當ナルコト

第三条 第一条ノ取扱ヲ受クル学校ニ於テ卒業試験ヲ施行スル  
時ハ公立学校ニアリテハ其ノ管理者ニ於テ私立学校ニアリテ  
ハ其設立者ニ於テ試験ノ期日及其生徒中師範学校中学校高等  
女学校ノ卒業証書ヲ有スル者ノ数ヲ具シ三十日前ニ文部大臣  
ニ開申スヘシ

第四条 文部大臣ハ師範学校中学校高等女学校教員検定委員又  
ハ其他ノ吏員ヲ派遣シテ卒業試験ニ立会ヲ為サシム但委員又  
ハ吏員ハ試験問題及答案ヲ査閲シ試験場ニ参列ス

前項ノ委員又ハ其ノ他ノ吏員ニ於テ試験〔抹消〕問題又ハ試験ノ  
方法不適當ト認ムル時ハ之ヲ変更シ又ハ変更セシムルコトア  
ルヘシ

第五条 学校長ハ卒業試験合格者ノ族籍氏名生年月及許可ヲ受

ケタル学科ノ点数ヲ具シ試験後遅滞ナク文部大臣ニ開申スヘ

シ

第六条 卒業試験合格者中各学年ヲ通シテ総授業時数ノ四分ノ

一以上授業ヲ受ケサル者ハ卒業試験ニ於テ合格スルモ第一条  
ノ取扱ヲ為スノ限ニアラス

第七条 第二条第一項ノ許可ヲ受ケタル学校ニ於テ学則ヲ変更

シ又ハ校地校舍寄宿舎ヲ変更セントスルトキハ文部大臣ノ認

可ヲ受クヘシ

第八条 第二条第一項ノ許可ヲ受ケタル学校ニ於テ第二条第一

項第四号前段又ハ第六号ノ事項ニ異動ヲ生シタルトキハ其都

度文部大臣ニ開申スヘシ

第九条 第二条第一項ノ許可ヲ受ケタル学校ニ於テ師範学校中

学校高等女学校卒業生ノ入学ヲ許可セントスルトキハ願書ニ

左ノ書類ヲ添付セシムルコトヲ要ス

一、履歴書

二、卒業試験点数及品行ニ関スル当該学校長ノ証明書

師範学校卒業生ニアリテハ前項各号ノ外服務義務終了ニ関ス

ル地方長官ノ証明書ヲ添付セシムルコトヲ要ス

第十条 第二条第一項ノ許可ヲ受ケタル学校ニ於テハ左ノ表簿

ヲ備ヘ永久ニ保存スヘシ

一、其学校ニ関係アル官庁ノ令達及往復書類

二、学則

三、日課表、各教員受持学科及時間表、教科書配当表、

四、職員名簿及履歴書

五、生徒学籍簿

六、学年試験問題、答案及成績表

七、職員出勤簿、生徒毎時出席簿

八、資産原簿、出納簿及経費ノ予算決算ニ関スル帳簿

九、図書、器械、器具、薬品、標本目錄

十、生徒諸願届

生徒学籍簿ニハ生徒ノ族籍氏名住所生年月入学及卒業ノ年月

日入学前ノ学歴等ヲ記載スヘシ

第十一条 第二条第一項ノ許可ヲ受ケタル学校ニシテ此規則ニ

違背シタルトキ又ハ第二条第二項ノ要件ノ一ヲ失ヒタルトキ

ハ文部大臣ハ将来ニ向ヒテ其ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ

第十二条 師範学校中学校高等女学校ノ卒業証書ヲ有シ更ニ外

国ノ大学校ニ於テ修学シ学位ヲ受領シタル者ハ明治二十九年

文部省令第十二号師範学校中学校高等女学校教員免許規則第

十条第一項第一号ニ掲クル学校ノ卒業生ト同一ノ取扱ヲ為ス

コトアルヘシ

第十三条 本令中師範学校ノ卒業証書トアルハ師範学校簡易科

ノ卒業証書ヲ包含セス

(参照)

明治二十九年文部省令第十二号師範学校中学校高等女学校教

員免許規則ハ教員検定ニ関スル規程発布ニ依リ自然消滅ニ付

同規則第十条第一項第一号ハ同四十一年文部省令第三十二号

教員検定ニ関スル規程第七条第二号、第三号ニ該当、



●教員免許令。教員検定ニ関スル規程

●教員免許令

明治三十三年三月三十一日勅令第百三十四号

大正五年三月十五日勅令第二十二号改正

第一条 特別ノ規定アル場合ヲ除クノ外教員免許状ヲ授与スル

ハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二条 特別ノ規定アル場合ヲ除クノ外本令ニ依リ免許状ヲ有

スル者ニ非サレハ教員タルコトヲ得ス但シ文部大臣ノ定ムル

所ニ依リ免許状ヲ有セサル者ヲ以テ教員ニ充ツルコトヲ得

第三条 教員免許状ハ教員養成ノ目的ヲ以テ設置シタル官立学

校ノ卒業者又ハ教員検定ニ合格シタル者ニ文部大臣之ヲ授与

ス

第四条 教員検定ハ試験検定及無試験検定トシ教員検定委員之

ヲ行フ

第五条 左ノ各号ノ一二該当スル者ハ教員検定ヲ受クルコトヲ

得ス

一 禁錮以上ノ刑ニ処セラレタル者

二 破産若ハ家資分散ノ宣告ヲ受ケ復権セサル者又ハ身代限

ノ処分ヲ受ケ債務ノ弁償ヲ終ヘサル者

第六条 教員検定ヲ出願スル者ハ手数料トシテ一学科目毎ニ金

五円ヲ納付スヘシ

第七条 教員検定ニ関スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第八条 教員免許状ヲ受ケタル者ノ氏名族籍及免許ノ学科ハ官

報ヲ以テ之ヲ公告ス

第九条 教員免許状ヲ有スル者其ノ氏名族籍ヲ変更シ又ハ免許

状ヲ毀損亡失シタルトキハ其ノ事由ヲ記シ免許状ノ書換若ハ

再渡ヲ文部大臣ニ出願スルコトヲ得

前項ニ依リ免許状ノ書換若ハ再渡ヲ出願スルモノハ手数料壹

円ヲ納付スヘシ

第十条 教員免許状ヲ有スル者第五条各号ノ一二該当シタルト

キハ免許状ハ其ノ効力ヲ失フ

第十一条 教員免許状ヲ有スル者不正ノ所為其ノ他教員タルハ

キ体面ヲ汚辱スルノ所為アリテ其情状重シト認ムルトキハ文

部大臣ハ其ノ免許状ヲ褫奪ス

第十二条 本令ニ依リ納付スヘキ手数料ハ収入印紙ヲ用申之ヲ

願書ニ貼付スヘシ其ノ既ニ納メタル後ハ何等ノ事情アルモ之

ヲ還付セス

附則

第十三条 本令ハ明治三十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十四条 本令施行前文部大臣ニ於テ授与シタル師範学校、中

学校、高等女学校ノ教員免許状及旧東京師範学校ニ於テ授与

シタル中学師範学科卒業証書ハ本令ニ依リ授与シタル教員免

許状ト同一ノ効力ヲ有ス

大正五年勅令第二十二号附則

本令ハ大正五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

●教員検定ニ関スル規程

明治四十一年一月二十六日文部省令第三十二号

第一条 教員検定ハ受験人ノ学力、性行、身体ニ就キ之ヲ行フ  
 第二条 検定ヲ為スヘキ学科目左ノ如シ

修身 教育 国語 漢文 英語 仏語 独語 歴史 地理  
 数学 物理 化学 博物 理科 法制及経済 習字 図画  
 家事 裁縫 体操 音楽 簿記 農業 商業 手工 手芸

歴史ハ日本史東洋史、西洋史ノ二部ニ博物ハ動物、植物、鉱物、生理及衛生ノ四部ニ図画ハ日本画用器画、西洋画用器画ノ二部ニ体操ハ体操、擊劍、柔術ノ三部ニ手芸ハ刺繡、造花、編物、染色、機織ノ五部ニ分テ検定ヲ出願スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ一学科目ノ一部若ハ数部ノ検定ヲ出願スルモ其ノ手数料ニ関シテハ一学科目ト看做ス

手芸ハ染色又ハ機織ヲ出願スル者、裁縫ト併セ出願スル者又ハ裁縫若ハ手芸ノ免許状ヲ有スル者ノ外二部以上ニ就キテ検定ヲ出願スルニアラサレハ試験ヲ行ハス但シ染色機織ニ就キテハ当分ノ内試験検定ヲ行ハス

前項ノ規定ニ依リ裁縫ト手芸ノ一部トヲ併セ出願スル場合ニ於テ其ノ手数料ニ関シテハ一学科目ト看做ス

数学ハ算術・代数・幾何・三角法及高等数学初歩ニ就キ検定ス

第三条 試験検定ハ毎年少クトモ一回之ヲ行ヒ無試験検定ハ隨時之ヲ行フ

試験検定ノ出願期限及試験ヲ為スヘキ学科目ハ文部大臣ニ於テ之ヲ告示シ試験施行ノ期日ハ教員検定委員会長ニ於テ之ヲ公告ス

第四条 検定ヲ受ケムトスル者ハ第一号書式ノ願書ニ左ノ書類ヲ添ヘ試験検定ニ在リテハ予備試験ヲ受ケヘキ者ハ其受験地ノ地方庁其ノ他ノ者ハ便宜ノ地方庁ヲ經由シ無試験検定ニ在リテハ地方庁若ハ当該学校ヲ經由シテ文部大臣ニ出願スヘシ

一 第二号書式ノ履歷書及受験資格ニ関スル学校卒業証書若ハ教員免許状ノ写

二 第五条第一号、第二号、第四号、第五号及第九号ニ該当スル者ニ在リテハ第三号書式ノ当該学校長証明書、同条第三号ニ該当スル者ニ在リテハ第四号書式ノ試験検定合格証明書、同条第六号ニ該当スル者ニシテ教員免許状授与地方庁以外ノ地方庁ヲ經由スル場合ニ在リテハ第五号書式ノ授与地方庁証明書、第十一条第一項第二号ニ該当スル者ニ在リテハ第六号書式ノ相当官署ノ証明書

三 第七号書式ノ学校医ノ身体検査書但シ学校医ノ設置ナキ地ニ在リテハ医師法ニ依ル医師ノ身体検査書ヲ以テスルモ妨ナシ地方長官又ハ当該学校長ハ本人ノ性行ニ就キ意見ヲ具申スルコトヲ要ス

第五条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ試験検定ヲ受クルコトヲ得但シ第二号第四号及第九号ニ該当スル者ニ在リテハ一ケ年以上在学シ卒業シタル者ニ限ル

一 中学校卒業者  
 二 高等女学校及高等女学校実科若ハ実科高等女学校卒業者  
 三 専門学校入学者検定規程ニ依ル試験検定ニ合格シタル者  
 四 専門学校入学者検定規程第八条第一号ニ依リ専門学校入

学ニ関シ指定ヲ受ケタル者

五 徴兵令第十三条又ハ文官任用令第六条ニ依リ中学校ト同等以上ト認定セラレタル学校ヲ卒業シタル者

六 小学校本科正教員、尋常小学校本科正教員、小学校専科正教員若ハ小学校准教員ノ免許状ヲ有スル者

七 教員免許令ニ依リ授与セラレタル教員免許状ヲ有スル者

八 外国ニ於テ師範学校、中学校、高等女学校ニ準スヘキ学校ヲ卒業シタル者

九 文部大臣ニ於テ某学科目ニ関シ適當ト認定シタル学校ヲ卒業シタル者

十 第一号及第二号ニ準スヘキ學歷アル者

#### 第六条 (削除)

第七条 左ノ各号ノ一二該当スルモノハ文部大臣ノ適當ト認めタル学科目ニ関シ無試験検定ヲ受クルコトヲ得

一 文部大臣ノ指定シタル学校ノ卒業者及選科修了者

二 第五条第一号乃至第八号ニ該当スル者ニシテ卒業者ノ教員無試験検定ニ関シ文部大臣ノ許可ヲ受ケタル公立、私立学校ニ入り三箇年以上在学シテ卒業シタル者但シ体操

科ヲ修ムル者ニ在リテハ二ヶ年以上トシ修業年限四箇年

ノ高等女学校、高等女学校実科若ハ実科高等女学校ノ卒業者並第五条第三号ニ該当スル者及第四号中修業年限四

箇年ノ高等女学校卒業者ニ準スヘキ者ニ在リテハ家事、裁縫、体操、手芸ノ一科目又ハ数科目ヲ修ムル場合ノ外

四箇年以上トス

三 高等学校高等科教員免許状ヲ有スル者

四 第五条第一号乃至第八号ニ該当スル者ニシテ外国ノ大学校又ハ之ニ準スヘキ学校ニ於テ修学シ学位若ハ卒業證書ヲ受領シタル者

五 相当ノ學歷ヲ有シ師範学校、官立、公立中学校、高等女学校及之ト同等以上ノ官立、公立学校ニ於テ五箇年以上

検定ヲ受ケントスル学科目ノ教授ヲ担任シ其ノ成績優良ナル者

ナル者

第八条 試験検定ヲ分チテ予備試験及本試験トス但シ学科目ノ種類ニ依リ予備試験ヲ行ハサルコトアルヘシ

予備試験ヲ施行スル学科目ニ在リテハ予備試験ニ合格シタル者ニアラサレハ本試験ヲ受クルコトヲ得ス

国語科ノ予備試験ニ於テハ漢文・漢文科ノ予備試験ニ於テハ国語ヲ併セ課ス

予備試験ニ合格シタル者ハ次ノ試験検定ニ同一学科目ニ付出願スル場合ニ限り予備試験ヲ免ス

第二条第三項ノ規定ニ依リ裁縫ト手芸ノ一部トヲ併セ出願シタル者ニ対スル手芸ノ本試験ハ裁縫ノ本試験ニ合格スルニア

ラサレハ之ヲ行ハス

第九条 試験ハ受験人出願ノ学科目ニ就キ其ノ教員タラムトスル学校ノ学科目ヲ教授スルニ足ルヘキ程度ヲ標準トシ国民道

徳要領、教員大意及教授法ヲ併セテ之ヲ行フモノトス但シ教員免許令ニ依リ授与セラレタル教員免許状ヲ有スル者若ハ小

学校本科正教員ニ対シテハ本文国民道徳要領及教育大意、修

身科出願者ニ対シテハ国民道德要領、教育科出願者ニ対シテハ教育大意ノ試験ヲ行ハス

第十条 予備試験ハ願書經由ノ地方庁所在地ニ於テ之ヲ行フ

前項試験ノ施行ハ東京府ヲ除クノ外地方長官之ヲ監督ス

本試験ヲ行フヘキ場所ハ教員検定委員長ニ於テ之ヲ公告ス

第十一条 体操科中体操ノ試験検定ヲ出願シタル者ニシテ左ノ

各号ノ一二該当スル者ニ就キテハ特ニ兵式ニ関スル教練ノ試

験ヲ行ハス

一 陸軍歩兵科士官

二 陸軍歩兵科下士任官後滿四年以上現役ニ服シタル者

三 女子

体操科中擊劍及柔術ノ試験ハ女子ニ対シテハ之ヲ行ハス

第十二条 日本史東洋史ノ試験検定ヲ受ケタル者ニシテ日本

史、東洋史ノ一二関シ成績佳良ナルトキハ教員検定委員長

ハ其ノ部分ノ成績ニ関シ証明書ヲ授与スヘシ

前項ノ証明書ヲ受ケタル者ニシテ更ニ同一学科目ニ就キ検定

ヲ出願シタルトキハ其ノ証明書ニ記載セサル部分ニ就キ本試

験ヲ行フ

第十三条 不正ノ方法ニ依リ試験ヲ受ケムトシタル者及試験ニ

関スル規定ニ違背シタル者ハ試験ヲ受タルコトヲ得ス

検定ニ合格シタル後前項ノ事実発覚シタルトキハ其ノ合格ヲ

無効トスルコトアルヘシ

附則

第十四条 本令ハ明治四十二年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十五条 明治三十二年文部省令第二十五号第二条ニ依リ許可

ヲ受ケタル学校ニ現ニ在学スル生徒ニ対シテハ其ノ修業年限

ハ第七条第二号ニ依ラサルコトヲ得

第十六条 左ノ各号ノ一二該当スル者ハ第五条及第六条ノ規定

ニ拘ラス試験検定ヲ受クルコトヲ得但シ第一号号ニ該当スル

者ニ関シテハ本令施行後三箇年間ニ限ル

一 明治四十年四月二十五日現ニ師範学校、中学校、高等女

学校又ハ徴兵令第十三条ニ依リ中学校ト同等以上ト認定

セラレタル実業学校ノ教員ノ職ニ在リタル者

二 前号ニ該当スル者ニシテ試験検定ヲ受ケ教員免許状ヲ授

与セラレタル者

第十七条 明治四十年文部省令第十三号ハ之ヲ廃止ス

明治四十三年文部省令第三十二号附則

本令ハ明治四十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前高等女学校ノ技芸専修科ヲ卒業シタル者又ハ本令施

行ノ際現ニ高等女学校ノ技芸専修科ニ在学スル者ノ検定ニ関シ

テハ仍従前ノ規定ニ依ル

明治四十五年四月以前ノ各種学校卒業者ニシテ文部大臣ニ於テ

第五条第二号及第六条第二号ニ該当スル者ト同等ノ学力アリト

指定シタル者ハ明治四十八年マデ試験検定ヲ受クルコトヲ得

(明治四十三年文部省令第三十二号ニ依リ改正前ノ第六条

第三号規定)

三 高等女学校ノ修業年限三ヶ年以上ノ技芸専修科ニ於テ主

トシテ裁縫又ハ手芸ヲ学修シタル者ニ在リテハ裁縫科又

ハ手芸科

明治四十五年文部省令第七号附則

本令ハ明治四十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第十一条及第一号書式ハ明治四十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

大正九年文部省令第九号附則

本令ハ大正十年一月一日ヨリ之ヲ施行ス  
本令施行前算術・代数・幾何ノ免許状ヲ授与セラレタル者ニ対スル数学科ノ試験検定ハ三角法及高等数学初歩、三角法若ハ解析幾何免許状ヲ授与セラレタル者ニ対スル数学科ノ試験検定ハ高等数学初歩ニ就キ本試験ヲ行フ  
前項ノ本試験ニ合格シタル者ニ対シテハ数学科ノ免許状ヲ授与ス

大正十年文部省令第十四号附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス (大正十年三月四日)  
本令施行前ニ於テ国語、漢文ノ一ニ関シ成績佳良ノ証明書ヲ授与セラレタル者ニ対シテハ国語科若ハ漢文科ノ免許状ヲ授与ス

第一号書式 (用紙美濃紙)

教員検定願

収入印紙

本籍地

現住所

受験資格

族称

氏名

年月日生

私儀師範学校中学校高等女学校教員志願ニ付前記学科目ニ就キ  
試験檢定相受度書類ヲ具シ此段相願候也  
年月日

氏名

文部大臣宛

(記載注意)

- 一 族称ハ華士族ニ限り記載スヘシ
- 二 受験資格ハ最主要ノ事項ノミヲ記載スヘシ
- 三 二科目以上併願ノ場合ト雖願書ハ必ス一通ニ認ムヘシ
- 四 出願者氏名ノ漢字ニハ振仮名ヲ付スヘシ

第一号書式 (用紙美濃紙)

履歷書

氏名

年月日生

学業

- 一 年月日何学校何科第何学年ニ入学、年月日卒業
- 一 年月日何教員免許状受領

業務

- 一 年月日何官職拜命若ハ何業ニ従事、年月日何事由ニ依リ退官職若ハ廃業

賞罰

- 一 年月日何事由ニ依リ何賞若ハ何罰ヲ受ク

身上ニ関スル事項

- 一 年月日何事由ニ依リ何ト改氏名等

学科目

年月日 以上

右

氏名 ㊟

(記載注意一) 一 学業ハ受験資格ニ関係アル事項ニ限り記

載スヘシ 二 教員免許状ハ別紙ニ其ノ写ヲ

添付スヘシ 三 学務ハ現在若ハ最近ノ経歴

ニ限り記載スヘシ 四 賞罰ハ経歴上特ニ重

要ナル事項ニ限り記載スヘシ 五 身上ニ関

スル事項ハ族籍氏名ノ変更等身上ノ異動ヲ詳

記スヘシ

(記載注意二)

員<sup>(教)</sup>検定ニ関スル規程第七条第五号ノ無試験

検定出願者ニ在リテハ本書式ニ準シ学業、業

務、賞罰ニ関スル事項ヲ詳記スヘシ

第二号書式

証明書

本籍

氏名

年月日生

右ハ年月日日本校何科第何学年ニ入学シ年月日何科ヲ卒業セシ者ナルコトヲ証明ス

年月日

何学校長氏名 ㊟

(記載注意) 学科ノ区別ナキ場合ニ在リテハ科名ヲ記載スル

ニ及ハス

第四号書式

証明書

本籍

氏名

年月日生

右ハ年月日本校ニ於テ施行ノ専門学校入学者検定規程ニ依ル試験  
検定ニ合格セシ者ナルコトヲ証明ス

年月日

何学校長氏名 ㊟

第五号書式

証明書

本籍

氏名

年月日生

右ハ年月日当庁ニ於テ何教員免許状ヲ授与セシ者ナルコトヲ証明ス

年月日

地方庁官氏名 ㊟

第六号書式

証明書

本籍

氏名

年月日生

右ハ年月日陸軍歩兵科下士任官以後満四箇年以上現役ニ服セシ

者ナルコトヲ証明ス

年月日

官職氏名 印

第七号書式 (用紙美濃紙記載方ハ別記身体検査書記載方心

得ニ依ルヘシ)

身体検査書

族籍

氏名

年月日生

年月日 検査

住所

何学校医 (学校医ニアラサル者ナルトキハ) 氏名 印  
(学位若ハ其ノ資格ヲ記載スヘシ)

(別記)

身体検査書記載方心得

一、検査ノ表記及身長体重胸囲聴力等ノ検査方法ハ明治三十三年文部省令第四号学生生徒身体検査規定ニ準スヘシ

一、体格ノ強健ト称スルモノハ發育榮養共ニ佳良ニシテ其ノ身長センチメートル(キログラム)ヲ以テ体重キログラム(リ)ヲ除シタル商〇、三二以上且無病健全ノ者ヲ指ス

中等ト称スルハ發育榮養其ニ普通ニシテ其ノ身センチメートル長キログラム(リ)ヲ以テ体重キログラム(リ)ヲ除シタル商〇、二六以上且無病ノ者ヲ指ス薄弱ト称スルハ發育榮養共ニ不充分ナル

カ或ハ身長センチメートル(リ)ヲ以テ体重キログラム(リ)ヲ除シタル商〇、二六未満ナルカ或ハ強度ノ脊柱彎曲、扁平胸、狭小胸若ハ全身ノ健康ニ直接ノ關係アル慢性ノ疾患アルモノヲ指ス

一、中心視力ハスネルレン氏ノ試視力表ニ依リテ其ノ記載方ハ(20/x)ト記スヘシ但シ遠視若ハ近視ニアリテハ二十尺ノ距離ニ於テ二十号ヲ明視シ得ル眼鏡ノ度ヲ記載スヘシ

色盲ハ其ノ有無若ハ其ノ患アルモノハ何色盲ト記載スヘシ

一、呼吸器ハ理学的診斷ノ成績ヲ記載スヘシ

一 既往現在ノ疾病又ハ畸形  
一 言語  
一 皮膚  
一 神経系  
一 呼吸器  
一 耳疾  
一 聴力  
一 眼病  
一 色盲  
一 中心視力  
一 胸囲  
一 体重  
一 身長  
一 体格

右検査候処相違無之候也

- 一、神経系ハ中枢若ハ末梢神経ニ障害ノ有無ヲ記載スヘシ
- 一、皮膚ハ主トシテ伝染症皮膚病ノ有無ヲ記載スヘシ若シ顔面等ニ現ハレタル皮膚病アルトキハ之ヲモ記載スヘシ
- 一、言語ハ明朗、吃、嗄声等ヲ記載スヘシ
- 一、既往現在ノ疾病又ハ畸形ハ脳病、肺病、助膜病、脚気等ノ曾患、肺病、心臓病、胃腸病等ノ現在及顕著ナル畸形ヲ記載スヘシ

(注記1)

「文部省 発普4 昭和2・」

(注記2)

「至急」

(注記3)

「裁決定 1月21日」

(注記4)

「發送済 1月24日」  
(宮下)

(注記5)

「一〇」(簿冊内件名番号)

(注記6)

「抹消」

(注記7)

「抹消」

(注記8)

「」

(注記9)

「資産調書」

(注記10)

「」

(注記11)

「」

(注記12)

「不良」

(注記13)

「立会」

(注記14)

「」

(注記15)

「九号 十号」

(注記16)

「」

(下札1)

「(有原)種別 かノ一(抹消)」(別冊)ノ聯繫 / 登録追加 / 件名

省令第一号 師範学校中学校高等女学校教員無試験検定許可規

定(抹消)並明治三十二年省令第二十五号公立学校外国大学校

卒業生ノ教員免許ニ関スル規定廃止ノ番号(十五年) 発普四ノ

結了年月日 二年一、二十四ノ保存年限 ムキノ枚数19」

(下札2)

(破損)

(下札3)

「(松原)第二条二号ヲ左ノ如クシテハ如何

前条第一号(抹消)「(加筆・朱書)」ノ教課」ハ高等師範学校女子高等師範学校

ノ当該学科目(加筆・朱書)ト同等以上ノ程度ニシテ別ニ相当ノ補助学

科目ヲ具フルコト



〔<sup>(朱書)</sup>教課ノ代リニ課程ニテモ宜シカラシ〕

第三条及第六条ニ「族称」トアルモ族称ハ華族、士族、平民ノコトニテ「東京府士族」トカ静岡県平氏ノトキ「静岡県」ト<sup>(加筆)</sup>「カ」ヲ書カシムル意味ナラバ族称ニテハ不可ナルベシ

現規定ノ如ク「族籍」トスベキカ他ニ適當ナル語アリヤ調査アリ  
タシ

〔<sup>(加筆・朱書)</sup>族籍ト訂正ス<sup>(豊)</sup>〕

〔自大12年至昭19年 教育職員総規  
教員免許〕文部省<sup>(豊)</sup> 34.32—6, 2430〕